

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名: 神稲建設株式会社
住所: 長野県飯田市主税町18

2. 指名停止措置期間: 自 令和4年3月25日 2週間
至 令和4年4月7日

3. 事実概要

神稲建設株式会社は、木曽広域連合発注の木曽クリーンセンター旧炉施設の解体工事現場において、安全管理不適切により作業員1名を死亡させる事故を発生させた。同社及び現場代理人が、労働安全衛生法違反の容疑で書類送検され、長野地方検察庁から公訴を提起された。

4. 指名停止措置理由

上記業者の行為は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第1第8号に該当する。

<指名停止措置要領別表第1第8号>

| 措置要件 | 期間 |
|---|--------------------------|
| (安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 | 当該認定をした日から 2週間以上2ヵ月以内 |

○問い合わせ先
国土交通省 国土技術政策総合研究所
総務部 契約財産管理官 佐野 英治
茨城県つくば市旭1番地 電話029-864-0564